「宮崎処理場外維持管理業務委託」公募型プロポーザル実施要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による選定を行いますので、参加を希望する場合は、公募型プロポーザル方式参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

１．委託業務概要

（１）委託業務名

「宮崎処理場外維持管理業務委託」

（２）業務遂行区域

市内4処理区（宮崎・大淀・木花・青島）の公共下水処理施設

（処理場4、中継ポンプ場等30、マンホールポンプ場236、その他1）

市内3地区（有田・倉岡・長嶺）の農業集落排水処理施設

（処理場3、マンホールポンプ場58その他2）

雨水ポンプ場等7箇所、ゲート設備・雨水吐5箇所

※詳細は、別紙1,2「施設概要」のとおりとします。

（３）委託業務内容

対象とする業務は、以下のとおりとします。

対象業務		公共	農集
1　運転操作及び監視に関する業務	・処理場施設の運転操作及び監視に関する業務	○	○
	・ポンプ場施設の運転操作及び監視に関する業務	○	○
	・ゲート施設、雨水吐の運転操作及び監視に関する業務	○	
2　保守･点検に関する業務	・施設及び設備の保守点検に関する業務	○	○
	・自家用電気工作物保安管理に関する業務	○	○
	・電気計装設備の点検に関する業務	○	
	・消防設備の点検に関する業務	○	○
	・地下燃料タンクの点検に関する業務	○	
	・冷却水の検査及び受水槽・高架水槽の点検に関する業務	○	
3　修繕並びに補修及び軽作業に関する業務（１件２００万円以下(税込)）		○	○
4　廃棄物の収集運搬に関する業務	・一般廃棄物の収集運搬に関する業務	○	○
	・産業廃棄物の収集運搬に関する業務	○	
5　施設管理に関する業務	・造園管理に関する業務	○	
	・施設管理に関する業務	○	○
	・環境対策に関する業務	○	○
	・事務室の管理に関する業務	○	
6　エネルギー管理、温室効果ガス排出量管理に関する業務		○	○

対象業務		公共	農集
7　維持管理試験に関する業務		○	○
8　物品等の調達及び管理に関する業務	・備消耗品、薬品、重油等燃料の調達及び管理に関する業務	○	○
	・通信費、光熱水費の支払業務	○	○
9　その他の業務	・見学者対応	○	○
	・乾燥肥料の管理	○	

公共：公共下水道施設、農集：農業集落排水施設

（４）業務実施期間

業務実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とします。

（５）移行準備期間

契約締結日から業務開始日までの期間は移行準備期間とし、当該期間に係る経費等は受注した事業者の負担とします。

（６）本件受託業務に係る委託料の上限額

（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間）

6,820,733,000円（消費税込み）

履行期間満了に伴う業務引継ぎ費用を含む。

（内訳）　　（／５年）

	運転管理費	固定費	変動費	総額
公共下水道	3,983,121 千円	499,145 千円	2,119,165 千円	6,601,431 千円
農集集落排水	32,642 千円	16,125 千円	170,535 千円	219,302 千円

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。

※いずれも消費税込みの金額

（７）委託料の支払条件

前金払：無　部分払：毎月払

（８）契約保証金

宮崎市財務規則第105条の規定に準じます。

２．参加資格条件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとします。

（１）「宮崎市競争入札参加資格者名簿」の「下水処理施設維持管理業」に登録されていること。

（２）下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

（３）浄化槽法第四十八条ならびに宮崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則に定める資格を有する者が3名以上在籍していること。

（４）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に定める産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。

（５）標準活性汚泥法による処理場の水処理施設と汚泥処理施設の運転管理、及び中継ポンプ場・マンホールポンプ場の運転管理を5年以上履行した実績を有すること。

（６）宮崎県内に本店または本社が所在する者であること。

（７）本件公告の日から契約日までの間において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年宮崎市告示第19号）に基づく指名停止をうけていない者であること。

（８）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（９）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

（10）法人税、消費税及び地方消費税並びに参加事業者の本店所在地の市町村税及び宮崎市内に支店営業所等がある場合には宮崎市税に滞納がない者であること。

（11）法人等にあっては役員等（個人にあってはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

３．実施方法

（１）選定委員会の設置

プロポーザルの参加資格審査や優先交渉権者の選定を行うため、「宮崎処理場外維持管理業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、参加資格審査で認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された企画提案書、見積書等を総合的に評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定します。

（２）実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施します。

	内　容	日　付
1	参加申込の期間	令和 7年 8月12日（火）～ 令和 7年 8月29日（金）
2	参加資格の審査	令和 7年 9月 1日（月）の週
3	参加資格及び審査結果の通知	令和 7年 9月15日（月）の週
4	現場説明	参加要請書に記載した日時
5	企画提案に関する質疑の受付期間	令和 7年 9月29日（月）～ 令和 7年10月 8日（水）
6	企画提案に関する質疑の回答	令和 7年10月13日（月）の週
7	企画提案書の提出期限	令和 7年10月24日（金）
8	企画提案に関するプレゼンテーション	令和 7年11月24日（月）の週
9	優先交渉権者の選定結果通知	令和 7年12月中旬
10	優先交渉権者の選定結果公表	令和 7年12月下旬
11	契約締結	令和 8年 1月

※注意点

① 受付時間は、いずれも平日の午前９時から午後４時までとします。

② 書類の提出方法は、各項目所定の方法で行ってください。

③ 上記日程は変更となる場合があります。

（３）費用負担

企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションなどに要する全ての費用は、参加事業者の負担とします。

４．参加申込書等の配布と提出について

（１）参加申込書

宮崎市上下水道局のホームページからダウンロードしてください。

（URL：https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/suidou/）

（２）参加申込み

参加申込事業者は、下記の書類をプロポーザルの手続き等に係る事務局（以下「事務局」という。）まで提出してください。

① プロポーザル方式参加申込書（様式第1号）

② 会社概要関係書類（様式第1号－①・②）

※「直近2ヶ年の各営業年度別契約金額一覧表」に記載した契約書の写しを添付すること。

③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、印鑑証明

④ 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

⑤ 宮崎市税に係る納税証明書

⑥ 業務受注実績表（様式第2号）

※業務受注実績を証する契約書の写し又は実績を証明する書類を添付すること。

⑦ 宮崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

⑧ 下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録に関する国土交通省からの通知（登録番号と登録有効期間がわかるもの）の写し

⑨ 浄化槽法第四十八条ならびに宮崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則に定める資格を3 名以上有することを証明するもの

（３）提出期間

参加申込書等の提出期間は令和7年8月12日（火）から令和7年8月29日（金）まで

受付時間は平日の午前9時から午後4時までとします。

（４）提出先

事務局

（５）提出方法

持参又は郵送とします。但し、持参の場合は土・日・祝日は受け付けません。

郵送の場合は簡易書留とし、提出期間内必着とします。

（６）参加要請又は審査結果の通知

参加申込事業者の資格を審査した上で、公募型プロポーザル方式参加要請書（様式第4号）又は、公募型プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式第5号）で通知します。

通知日については、令和7年9月15日（月）の週を予定しています。

５．現場説明会ならびに施設見学会

資格審査の結果、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、施設位置図等の詳細な資料を配付する現場説明会を実施しますので必ず参加してください。現場説明会に参加しなかった場合は、プロポーザルへの参加が認められません。

ただし、天災等やむを得ない理由で現場説明会に参加できないことを事前に事務局に連絡した上で、事実がわかる証明書類が提出された場合はこの限りではありません。

施設見学会については、現場説明会時に見学を希望する参加事業者と日程調整を行い実施します。見学が可能な対象施設は以下のとおりであり、施設見学会以外の見学は認めないものとします。

（１）実施日時

公募型プロポーザル方式参加要請書（様式第4号）に記載した日時

（２）参加人数

各事業者3名程度

（３）場所

① 現場説明会：宮崎処理場　管理棟2階会議室

② 施設見学会：宮崎処理場、大淀処理場、木花処理場、青島浄化センター
柳丸中継ポンプ場、鶴島中継ポンプ場
有田クリーンセンター、倉岡クリーンセンター、長嶺クリーンセンター
※移動手段については各自確保すること。

６．企画提案書の概要

参加申込事業者は、「企画提案仕様書」に従い、プロポーザル方式に係る企画提案書を作成の上、期間内に提出してください。

７．優先交渉権者の選定

（１）選定委員会は、参加事業者を対象にプレゼンテーションの聴き取りを実施するとともに、参加事業者から提出された技術提案書を総合的に評価・採点し、評価基準総合点が最も高い者を優先交渉権者として選定します。

（２）評価基準総合点は、項目ごとに選定委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用します。小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位以下を四捨五入します。

８．優先交渉権者選定結果の通知

（１）優先交渉権者に決定した事業者には、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第6号）を送付します。

（２）優先交渉権者に選定されなかった事業者には、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第7号）を送付します。

（３）選定結果は宮崎市上下水道局のホームページに掲載します。なお、選定結果において、優先交渉権者以外の参加事業者名称、総合評価点、提案価格は特定できないように配慮します。

（４）評価の過程に関する質問には一切回答しないこととします。

９．契約の締結

（１）優先交渉権者と契約条件等について協議の上、業務委託に関する契約を締結します。
契約締結の時期は、令和8年1月を予定しています。

（２）優先交渉権者に選定された事業者が契約を締結しないときは、選定委員会の審査結果をもとに、審査結果上位の参加事業者から順に交渉権者を選定し、契約交渉を行うことができるものとします。

10．企画・提案に適合しないものがある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に適合しないものがあることが判明した場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いについて決定します。当該事業者に、その内容についてのヒアリングを行う場合もあります。その内容が、重大、又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合には、既に決定した事項を取り消します。

11．各関係法令等の遵守等

（１）参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本実施要領を遵守することを誓約したものとみなします。

（２）参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、前項に準じて取り扱うこととします。

（３）プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、企画提案書の提出期限（令和7 年10 月24 日（金））までに、公募型プロポーザル方式参加辞退届（様式第8 号）を提出してください。

12. 各書類提出先及び問合せ先

（1）事務局

〒880－0852　宮崎県　宮崎市　高洲町10番地（宮崎処理場）

宮崎市上下水道局　下水道部　下水道施設課　管理維持係

（2）電　話：0985－26－3336

（3）F A X：0985－26－3151

（4）E-Mail：90sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

なお、実施要領等に関して質疑がある場合は質疑書（独自様式可）を令和7年8月22日（金）までに提出すること。